

消防法施行令等の改正

(社会福祉施設の用途区分変更)



一般社団法人 日本消火装置工業会

1. 消防法令改正の背景

平成以降の主な火災

火災発生日	火災の名称	死者数	負傷者数	用途
H 2. 3	尼崎市長崎屋百貨店火災	15	6	百貨店
H13. 9	新宿区歌舞伎町雑居ビル火災	44	3	複合雑居
H18. 1	大村市グループホーム火災	7	3	社会福祉施設
H19. 1	宝塚市カラオケボックス火災	3	5	遊技場
H20.10	大阪市個室ビデオ店火災	15	10	複合雑居
H21. 3	渋川市老人ホーム火災	10	1	社会福祉施設
H21.11	杉並区高円寺雑居ビル火災	4	12	複合雑居
H22. 3	札幌市グループホーム火災	7	2	社会福祉施設
H24. 5	福山市ホテル火災	7	3	ホテル
H25. 2	長崎市グループホーム火災	5	7	社会福祉施設
H25.10	福岡市有床診療所火災	10	3	病院・診療所
H26. 3	嬉野市病院火災	2	0	病院・診療所

2. 社会福祉施設に対するSP設備設置基準の変遷

平成21年3月31日まで

消防法施行令別表第一 (6) 項			SP設備 設置基準
□	老人福祉 施設	特定施設	1000㎡以上（平屋除）
		その他	6000㎡以上（平屋除）

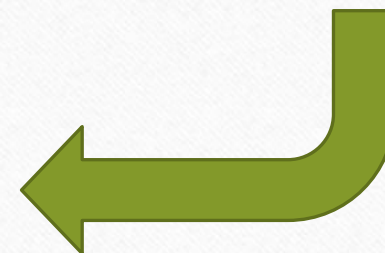
平成21年4月1日以降

消防法施行令別表第一 (6) 項			SP設備 設置基準
□	老人短期入所施設等		275㎡以上
ハ	老人デイサービスセンター等		6000㎡以上（平屋除）



平成27年4月1日以降

消防法施行令別表第一 (6) 項		SP設備 設置基準
□	(1)老人短期入所施設等	全部
	(2)救護施設	275㎡以上 ※
	(3)乳児院	全部
	(4)障害児入所施設	275㎡以上 ※
	(5)障害者支援施設等	275㎡以上 ※
ハ	略	6000㎡以上（平屋除）



※主として介護がなければ避難できない者として総務省令で定める者が入所する施設の場合は全部

3. 消防法施行令別表第一（6）項口の詳細

令別表第一（6）項口	
（1）	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、 軽費老人ホーム※1 有料老人ホーム※1 、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設※1 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設 その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
（2）	救護施設
（3）	乳児院
（4）	障害児入所施設
（5）	障害者支援施設※2 、 障害者の短期入所施設※2 、 障害者の共同生活援助を行う施設※2

※1 主として避難が困難な障害者を入所させるもの

※2 主として避難が困難な要介護者を入居・宿泊させるもの

4. 「介護が無ければ避難できない者」の規定

消防法施行規則第12条の3 (H26年総務省令第19号による追加改正)

(介助が無ければ避難できない者)

第十二条の三 令第十二第一項第一号口の介助が無ければ避難できない者として総務省令で定める者は、乳児、幼児並びに令別表第一(六)項口(2)、(4)及び(5)に規定する施設に入所する者(同表(六)項口(5)に規定する施設に入所する者にあつては、同表(六)項口(5)に規定する避難が困難な障害者等に限る。)のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 認定調査項目(障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号)別表第一に掲げる項目をいう。以下この条において同じ。)三の群「移乗」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者
- 二 認定調査項目三の群「移動」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者
- 三 認定調査項目六の群「危険の認識」において、「支援が不要」又は「部分的な支援が必要」に該当しない者
- 四 認定調査項目六の群「説明の理解」において、「理解できる」に該当しない者
- 五 認定調査項目八の群「多動・行動停止」において、「支援が不要」に該当しない者
- 六 認定調査項目八の群「不安定な行動」において、「支援が不要」に該当しない者

5. 令別表第一（6）項口に使用できるSP設備の種類

SP設備の種類	特徴
スプリンクラー設備	通常用いられる設備 消火能力は高いが、設置費用が高価 水源水槽・ポンプなどの設置場所が必要
特定施設水道連結型スプリンクラー設備	火災の拡大を一定時間遅らせることができる設備 火災抑制性能は低いが、設置費用は安価 水道管の圧力や流量が足りない場合は簡易ポンプが必要になるが、それと共に価格も上昇して行く。
パッケージ型自動消火設備	スプリンクラー設備と同等の性能を有するとされる設備 水ではなく消火剤を用い、感知器と連動して自動消火 スプリンクラー設備より安価で、追加設置工事が容易

6. 令別表第一（6）項口に対するSP設備の判断フロー

